

## 多賀町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 町長は、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、フリースクールの利用に要する費用に対し、予算の範囲内において多賀町フリースクール利用児童生徒支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則(昭和 63 年多賀町規則第 12 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号)第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (2) フリースクール 教育長が認定した不登校児童生徒を支援する施設をいう。
- (3) 就学援助費 多賀町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成 18 年教委要綱第 1 号)第 3 条第 1 項に規定する就学援助の対象となる経費をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、児童生徒の保護者で、次の各項のすべてを満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) フリースクールでの不登校児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承認すること。
- (3) 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について、本町以外の者から補助を受けていないこと。
- (4) 町税の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、不登校児童生徒がフリースクールを利用するにあたり保護者が負担する授業料とする。ただし、1 箇月当たり 40,000 円を上限とする。

### (補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、月ごとに算定するものとし、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多賀町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書(別記様式第 1 号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 多賀町フリースクール利用状況報告書(別記様式第 2 号)
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる資料(フリースクールが発行した領収書の写し)

等)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、フリースクールを利用した当該月の翌月末日までに提出しなければならない。ただし、提出ができないことについて町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査の上、補助金の交付の適否を決定し、多賀町フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書(別記様式第3号)または多賀町フリースクール利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告および額の確定)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、申請書および申請書の添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、第7条の規定による交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 町長は、補助金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、保護者およびフリースクールに対し、報告または書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 別表(第5条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助率
生活保護費を受給する者	不登校児童生徒が施設を利用するにあたり保護者が負担する授業料(1月あたりの限度額は、不登校児童生徒1人あたり40,000円)	10/10
就学援助費を受給する者		3/4
上記以外の者		1/2